春期拡大運動実施中
組合未加入の仲間の紹介をお願いします。

建設長崎

4 April No.586
2014年4月15日
1部20円 組合員の購読料は組合費に含みます
印刷●㈱昭和堂 TEL 095-821-1234
発行●長崎県建設産業労働組合 〒852-8021 長崎市城山町17番58号 TEL 095-862-7121 FAX 095-862-5281 http//www.kensetunagasaki.org/ 発行責任者●北村政和 編集人●若杉孝雄

初の波佐見町長への要請行動

中小建設業者に理解を示すも 今は定住促進対策が優先

四月二日(水)午前十一時から約三十分、波佐見町役場応接室で、(一社)長崎県中小建設業協会と長崎県建設産業労働組合の相川会長(委員長)他七名は、一瀬町長他、吉田建設課長、楠企画財政部長に要請を行った。

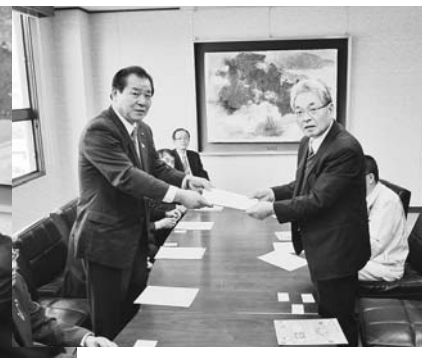

相川会長(委員長)は、一瀬町長に要望書を手渡し、「建設産業は若い人が育ってない。地元で若い人が定着できるような建設産業にしていこうと、去年から県が住宅性能向上リフォーム支援事業を三億円計上したが、補助額が高額ですぐなくなった。今年は件数が多くなるよう苦肉の策で補助額を十万円に切り下げた。単独でのリフォーム補助は八市町で行っている。経済波及効果が十五倍から二十倍位になって非常にいい制度だと思っている。町の財政事情もあるが、発展的にやっていただければ若い人も地元に定着する。若い人を入れていくような建設産業にしないと大きな災害があっても復興工事ができない。一瀬町長は町村会長でもありここから発信していただければ波及していくのではないかと思うので、よろしくお願いしたい。」と訴えた。

これに対し一瀬町長は、「平成二十四年、二十五年と転入促進を図るため定住促進対策を優先してやっていて、三千万円出して町外からの転居が六十軒位あっている。それだけの効果が上がっているので、三年は続けていく。」と考えを述べ、さらに、「中小の方は下請のケースが多いだろうが、中小業者の所得レベルが上がってこないと本当の活力はあがってこない。焼き物業界でも同じで窯元、商社だけがよくてもそれを作っている生地屋とか型屋とか目に見えない縁の下の力持ち、そういう人たちの技術がなくなると後誰が作るのかとなる。焼き物屋でもそうで、生地屋がいないとできない。」と中小業者の活性化の重要性に理解を示した。

再度、相川会長や丸田副執行委員長、茅原佐世保東支部長、長島協会幹事から、若手技能後継者の育成確保の環境づくりの必要性と町単独予算の上乗せによるリフォーム補助の拡充を重ねて訴えた。

最後に、一瀬町長は、「当初予算が決まったばかりで、定住事業の状況と併せて今年一年様子をみる。」と述べられた。(木村)

26年度 長崎県住宅性能向上リフォーム支援事業

二十六年度長崎県の予算に三億円が計上され、各市町村を窓口に実施されます。実施期日については各市町村で異なりますが、概ね六月以降と見られます。決定次第、お知らせします。

尚、市町独自のリフォーム制度は早い市は四月一日から実施しています。

問い合せ
長崎県土木部住宅課まちづくり班
電話　〇九五－八九四－三一〇四

事業の概要

対象となる住宅	申請のできる方	補助額等
戸建住宅及びマンション等の専有部分※です。なお、賃貸住宅等は対象となりません。 ※「専有部分」…建物の区分所有等に関する法律第2条第2項に規定するもので、区分所有権の目的たる建物の部分を指す。	対象住宅の所有権で、そこに住んでいる(又は住もうとしている)方です。	性能向上を図るリフォーム工事費用が50万円以上となる場合に、工事費用の1／5を補助します。対象工事の種別及び補助金の上限額は下記のとおりです。 (新築・増築工事を含む工事は対象となりません。)

住宅性能向上リフォーム工事例

バリアフリー安全型(上限額：10万円) 住宅内の円滑な生活が行えるための段差の解消や手すりの設置。引戸の取替などの工事が対象となります。	省エネルギー型(上限額：10万円) 住宅の消費エネルギーを低減させるための複層ガラスの設置や外壁の断熱工事、高効率給湯設備の設置などの工事が対象となります。	防災型(上限額：10万円) 住宅の防災性能を高めるための耐風瓦への葺き替えや防火外壁への張替えなどの工事が対象となります。
○浴室の改修 ・浴槽の跨ぎ高さや手すりの設置等バリアフリーへの配慮があるユニットバスへの取替工事 ・出入口の段差解消工事 ・手すりの設置工事 ○便所の改修 ・和式から洋式便器への取替工事 ・手すりの設置 ・出入口の戸を引戸に替える工事 ○内装の改修 ・仕上げ材にF☆☆☆☆材や天然素材を使用する工事 ○廊下等の改修 ・巾を広くする工事 ・廊下と部屋との段差解消工事 ・手すりの設置工事 ・階段の勾配を緩和する工事	○屋根の葺き替え・塗装工事 ・断熱性・遮熱性能向上の屋根葺き替え ・遮熱性のある塗装材でのコーティング ○外壁の張り替え・塗装工事 ・遮熱性能のある塗装による塗り替え工事 ・一定量の断熱材を施工する工事 ○窓・ガラス取替工事 ・ペアガラスの設置、二重サッシへの改修工事、内サッシの設置 ○高効率給湯器等の設置 ・エコキュート、エコジョーズ、エコフィール、エコウィル、エネファームの設置工事	○屋根の葺き替え・塗装工事 ・耐風仕様(瓦釘打ち併用・金属補強仕様)での葺き替え ・屋根材の軽量化 (瓦材から折板材への葺き替え) ○外壁の張り替え・塗装工事 ・防火性能のある外装材による張り替え工事 ・防火性能のある塗装による塗り替え工事 ○窓・ガラス取替工事 ・合わせガラス、網入ガラス、強化ガラスへの取り替え ○躯体の補強工事 ・部分的な補強工事 (基礎や土台の補強、階段の補強　等)

なお、これらの工事を組み合わせて申請することもできます。

補助金額　最高 30万円

建設長崎 青年技能競技大会開催 ＊参加選手募集中＊

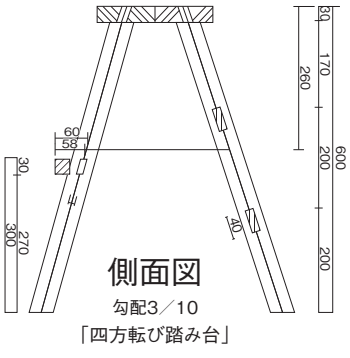

側面図
勾配3／10
「四方転び踏み台」

出場者には技能検定受検費用補助の特典があります

- **開催日**　26年5月25日(日)
- **会　場**　ポリテクセンター長崎(諫早市小船越町1113)
- **課　題**　四方転び踏み台
- **競技時間**　午前9時～午後5時(受付　午前8時30分)
- **参加資格**　原則35歳以下

(上位入賞者　2名は全国大会へ出場)

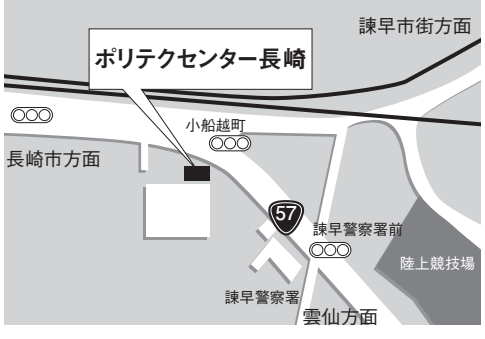

平成26年度賃金改定内容

平成26年度の賃金改定は、２月13日の第４回本部執行員会で提案後、各支部賃金拡大委員会（２月18日～28日）の意向を３月13日の第５回本部執行委員会で協議・決定しましたのでお知らせします。

１、現行賃金について
現行賃金を16,000円以上とする

２、目標賃金について
若年技能者が育ち、安定した生活を送る賃金と位置づけ、24,000円とします。

３、実施時期について
平成26年４月１日より実施

公共工事設計労務単価

（13年４月と14年２月の比較）

適正な価格による工事発注について国土交通省は本年２月１日から公共工事の積算に用いる公共工事設計労務単価の基準額を発表しました。これは適切な賃金水準の確保に不可欠な適正価格による工事発注に取り組むよう指導したものです。

大工職は昨年と比較して1,200円上がったのをはじめ全ての職種で上がりました。上昇の理由としては、**若年入職者の減少**や**高い離職率**の要因となっている事から将来の建設業界に支障を及ぼすおそれもあることから総合的に判断された。

全職種すべてで上昇↑

〈長崎県の主な15職種を掲載〉

職種	大工	左官	鳶工	型枠工	鉄筋工
13年４月	17,000円	16,200円	15,400円	15,800円	15,200円
14年２月	18,200円	17,400円	16,500円	17,000円	16,300円
差　額	*1,200円*	*1,200円*	*1,100円*	*1,200円*	*1,100円*

職種	鉄骨工	電工	配管工	板金工	塗装工
13年４月	14,200円	15,500円	14,700円	14,600円	16,000円
14年２月	15,200円	16,100円	15,500円	15,800円	17,300円
差　額	*1,000円*	*600円*	*800円*	*1,200円*	*1,300円*

職種	内装工	サッシ工	ガラス工	溶接工	造園工
13年４月	16,000円	19,400円	16,200円	16,300円	15,300円
14年２月	17,200円	21,500円	17,400円	18,000円	15,900円
差　額	*1,200円*	*2,100円*	*1,200円*	*1,700円*	*600円*

平成26年度 人間ドック実施のお知らせ

長建国保では組合員と家族の生命と健康を守る一環として、疾病の予防と早期発見により健康管理の一層の推進を図る為、組合員と配偶者（主婦）の「１泊２日」、「日帰り」の人間ドックを実施します。

■受診対象者
●長建国保加入の**組合員**
●配偶者（主婦）
【条件】　①**１泊２日**　**満40歳**以上の方
　　日帰り　**満35歳**以上の方
　　②保険料を完納している組合員

■受診料（受診者の個人負担額）
個人負担額　**１泊２日**　受診者１人につき**15,000円**
　　日帰り　受診者１人につき**6,000円**
※申込の際に所属支部事務所で必ず納入して下さい。

■申込方法
受診申込は、所属支部事務所までお願い致します。
（五島市、上五島の組合員は組合本部へご連絡下さい。）

■実施期間
平成26年４月１日から翌年３月末まで実施致します。
※４月に所属支部事務所で申込を行った場合でも、病院側の受け入れ態勢等の都合により必ずしも４月に受診出来るとは限りませんのでご了承下さい。

■検診の内容
①身体検査　②血圧測定　③心電図検査　④眼底検査
⑤尿検査　⑥便検査　⑦血液検査　⑧肺機能検査
⑨胸部Ｘ線検査　⑩胃部Ｘ線検査　⑪超音波検査
⑫骨密度Ｘ線検査　⑬体力測定　⑭婦人科検診（子宮癌、乳癌）　等　※検査内容は、病院によって多少異なります。

■実施医療機関（予定）
・ながさき内科リウマチ科病院・虹が丘病院
・福田ゆたか外科医院・大村市民病院・久保内科病院
・五島中央病院・さとう内科医院・長崎原爆病院
・日赤諫早病院・佐世保中央病院・平戸市民病院
※受診対象者（男性、女性）、受診区分（１泊２日、日帰り）、婦人科検診内容（乳癌、子宮癌）等、詳しくは所属支部事務所までお問い合わせ下さい。

労働者を雇っている事業所は労働保険加入を！

労働保険事務組合では、五月中旬より労働保険年度更新を行います
（労災保険と雇用保険を総称して労働保険と言います）

❶労働保険は、政府が管理運営している強制保険です。
労働者を一人でも雇い入れをした場合、労災保険に加入する義務があります。

❷労災保険とは…
労働者が業務上又は通勤中に負傷したり病気になったりした場合、給付される保険で治療費や休業補償等を受ける保険です。

❸特別加入（一人親方）労災
労災保険は、労働者の為の保険ですので事業主の業務上での災害は補償されません。
しかし、事業主も労働者と同等の立場で働く場合に補償する特別加入労災や一人親方労災に加入する事で、労災補償されます。

❹雇用保険加入を…
常時労働者が居る場合雇用保険加入も義務付けられます。
各種助成金や労働者の失業給付を受けることが出きます。

巡回健診ご案内

多くの皆様に健康診断を受診していただけるよう、各地区巡回型による健康診断を開催します。日頃からお忙しい皆様にもぜひこの健康診断を年に一度の健康チェックとしてご活用いただきますようご案内いたします。

■平成26年度　巡回健診実施予定会場（下記会場の中からお選び下さい。）

実施日	健診時間帯	会場	申込期限
平成26年４月27日(日)	９時～12時	建設技能会館（建設長崎本部）	平成26年４月14日迄
平成26年５月18日(日)	９時～12時	大村市民会館（大村市東本町）	平成26年５月２日迄
平成26年６月８日(日)	９時～12時	佐世保市民会館（佐世保市花園町）	平成26年５月26日迄
平成26年６月22日(日)	９時～12時	時津北部コミュニティセンター（西彼杵郡時津町）	平成26年６月９日迄
平成26年７月６日(日)	９時～12時	諫早文化会館（諫早市宇都町）	平成26年６月23日迄
平成26年９月７日(日)	９時～12時	平戸文化センター（平戸市岩の上町）	平成26年８月25日迄
平成26年９月21日(日)	９時～12時	佐々町文化会館（佐々町本田原免）	平成26年９月８日迄
平成26年11月23日(日)	９時～12時	佐世保市民会館（佐世保市花園町）	平成26年11月10日迄
平成26年11月30日(日)	９時～12時	建設長崎島原支部事務所（島原市門内町丙）	平成26年11年17日迄
平成26年12月７日(日)	９時～12時	建設技能会館（建設長崎本部）	平成26年11月25日迄

■受診対象者
受診対象者は、平成26年４月１日現在で長建国保に加入している40歳以上の方（同日現在の加入者で平成27年３月31日までに40歳になる方を含む）で、長建国保の特定健診受診券の交付を受けている方です。
尚、受診対象者以外の方でも自己負担2,000円で基本検査項目を受診することができます。

■受診申込方法
受診ご希望の方は、所定の**「巡回健康診断申込書」**にご記入の上、組合窓口へお申込下さい。
お申込は郵送、FAXでも受付しています。
○FAXの場合：**FAX番号　095－862－6246**（番号間違いにご注意下さい。）
○郵送の場合：〒852－8021　長崎市城山町29－26　長建国保宛。
※お申込後、健診機関より詳細な受診案内書が送付されますので必ずご確認下さい。

■受診に必要なもの
○特定健康診査受診券　○保険証　○健診機関から送付される受診票（記入してお持ち下さい。）
○実費（選択検査申込者のみ）　○検査用容器など

■巡回健診の検査項目
《基本検査項目》（受診券利用で自己負担なし）
○身体計測（身長･体重･BMI･腹囲）○血圧測定
○医師問診○尿検査（尿糖・尿蛋白）
○血液検査（脂質検査・肝機能検査・血糖検査）
○胸部レントゲン検査○腎機能検査
○心電図検査○貧血検査○痛風検査○視力・聴力

《選択検査項目》（希望者のみ　全額自己負担）
○肝炎検査（Ｂ型・Ｃ型　3,300円）
○胃がん検査（2,500円）
○喀痰細胞診（肺がん三日間蓄痰　3,500円）
○大腸がん検査（1,300円）
○前立腺がん検査（2,000円）
○子宮頚がん検査（自己採取法　2,500円）
※選択検査を受診される方は上記受診料金を健診当日に係員に現金にてお支払下さい。

平成26年度 組合特別検診実施お知らせ

特定健康診査では、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の有病者・予備群を抽出するための検査が項目として定められています。組合では、それ以外の独自の検査項目として特定健康診査時に「胸部Ｘ線検査」を追加した「組合特別健診」を実施いたします。

1、受診対象者
平成二十六年四月一日現在で長建国保に加入している四〇歳以上の方（同日現在の加入者で平成二十七年三月三十一日までに四〇歳になる方を含む）で特定健診受診券の交付を受けている方。
（受診対象者には特定健康診査受診券を平成二十六年五月頃に送付予定です。）

2、受診料（受診者の個人負担額）
受診料の**個人負担額は〇円**です。

3、申込方法
実施医療機関に直接電話予約をお願いします。その際は「長建国保の、特定健診に**胸部Ｘ線検査を加えた組合特別健診の予約**をお願いします。」と一言添えて下さい。
受診日当日は、『特定健康診査受診券』、『質問票（記入したもの）』、『保険証』を忘れずに医療機関窓口へお持ち下さい。

4、実施機関
平成二十七年三月末まで実施いたします。

5．実施医療機関（予定）

聖フランシスコ病院	長崎市小峰町　095-846-1888	長崎原爆病院	長崎市茂里町　095-841-9612
長崎記念病院	長崎市深堀町　095-871-1515	花丘診療所	長崎市花丘町　095-848-9171
大浦診療所	長崎市大浦町　095-821-1367	上戸町病院	長崎市上戸町　095-879-0705
長崎北徳州会病院	長崎市滑石　095-857-3000	久保内科病院	佐世保市田原町 0956-49-3377
虹が丘病院	長崎市虹が丘町 095-856-1112	長崎原爆諫早病院	諫早市多良見町 0957-27-2127
さとう内科医院	長崎市富士見町 095-861-1477	市立大村市民病院	大村市古賀島町 0957-52-2161
長崎市立市民病院	長崎市新地町　095-822-3251	平戸市民病院	平戸市草積町　0950-28-1113
長崎市立病院成人病センター	長崎市淵町　095-861-1111	ながさき内科･リウマチ科病院	長崎市油屋町　095-822-3151
十善会病院	長崎市籠町　095-821-1214	佐世保中央病院	佐世保市大和町 0956-33-5335

H26 4月1日 消費税 8%
平成26年4月以降に引渡される住宅から（消費税率5%適用除く）

H27 10月1日 消費税 10%
平成29年12月までに引渡され入居が完了した住宅まで

消費税率の引上げ（8%・10%）に対応した
住宅関連税制とすまい給付金

すまい給付金

ポイント
- 新築住宅だけでなく、中古住宅も対象
- 申請は、取得住宅を所有している人（持分保有者）単位で
- 給付額は、収入と取得住宅の持分割合に応じて
- 現金取得の場合も利用可。ただし追加要件に注意

自らが居住する住宅の取得に際し、引上げ後の消費税率が適用される方に引上げによる負担を軽減するため現金を給付する新制度です。

ただし、指定の検査を受けるなど、住宅の品質や耐震性が確認できることが条件です。

■給付のしくみイメージ

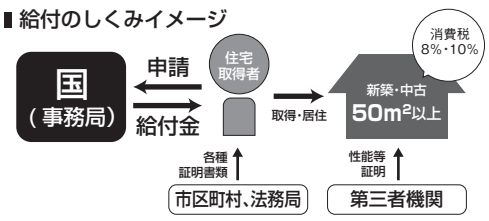

❶ 給付額

住宅取得者の取得時に適用される消費税率に応じ設定されています。

収入額（都道府県民税の所得割額）によって給付基礎額が決まり、給付基礎額に登記上の持分割合を乗じた額（千円未満切り捨て）が給付されます。

給付額 ＝ 給付基礎額 × 持分割合

建物の登記事項証明書（権利部）で確認します。

収入額の目安（都道府県民税の取得割額）によって決定

収入の確認方法　｜　市区町村が発行する課税証明書※1に記載される都道府県民税の所得割額で確認します。

※1．個人住民税の課税証明書。発行市区町村により、名称が異なる場合があります。

■消費税率8％の場合

収入額の目安	都道府県民税の所得割額※2	給付基礎額
425万円以下	6.89万円以下	30万円
425万円超 475万円以下	6.89万円超 8.39万円以下	20万円
475万円超 510万円以下	8.39万円超 9.38万円以下	10万円

■消費税率10%の場合

収入額の目安	都道府県民税の所得割額※2	給付基礎額
450万円以下	7.60万円以下	50万円
450万円超 525万円以下	7.60万円超 9.79万円以下	40万円
525万円超 600万円以下	9.79万円超 11.90万円以下	30万円
600万円超 675万円以下	11.90万円超 14.06万円以下	20万円
675万円超 775万円以下	14.06万円超 17.26万円以下	10万円

注：現金取得者の収入額（目安）の上限650万円に相当する所得割額は13.30万円です。

夫婦（妻は収入なし）及び中学生以下の子どもが2人のモデル世帯において住宅取得する場合の夫の収入額の目安です。

例

住宅取得者	持分割合	居住の有無	給付基礎額
ご主人	50%	有	20万円
奥様	30%	有	30万円
父親	20%	無	30万円

➡ ご主人の給付額は、10万円（=20万円×50%）➡
➡ 奥様の給付額は、9万円（=30万円×30%）➡ それぞれ申請
➡ 父親は、給付なし（居住していないため）

❷ 対象となる住宅

対象となる住宅の要件は、新築住宅と中古住宅で異なります。なお、現金取得の場合は、追加要件を満たす必要があります。

	新築住宅※1	中古住宅
住宅ローン利用者の要件	●自らが居住する床面積が50㎡以上 ●工事中の検査により品質が確認された次の住宅 ①住宅瑕疵担保責任保険に加入 ②建設住宅性能表示制度を利用　等	●売主が宅地建物取引業者である ●自らが居住する床面積50㎡以上 ●売買時等の検査により品質が確認された次の住宅 ①既存住宅売買瑕疵保険※3に加入 ②既存住宅性能表示制度を利用（耐震等級1以上に限る） ③建設後10年以内で、新築時に住宅瑕疵担保責任保険に加入 または建設住宅性能表示制度を利用
現金取得者の追加要件	上記の住宅ローン利用者の要件に加えて ●フラット35Sの基準※2を満たす ●50歳以上（住宅を引き渡された年の12月31日時点） ●収入額の目安が650万円以下 （都道府県民税の所得割額が13.30万円以下）	上記の住宅ローン利用者の要件に加えて ●50歳以上（住宅を引き渡された年の12月31日時点） ●収入額の目安が650万円以下 （都道府県民税の所得割額が13.30万円以下）

※1　新築住宅は、工事完了後1年以内、かつ居住実績のない住宅
※2　耐震性（免震住宅）、省エネルギー性、バリアフリー性または耐久性＆可変性のいずれかに優れた住宅
※3　中古住宅の検査と保証がセットになった保険

住宅関連の減税措置

❶ 住宅ローン減税

ポイント
- 毎年の住宅ローン残高の1％を10年間、所得税から控除
- 所得税から控除しきれない場合、翌年の住民税からも一部控除
- 住宅ローンの借入れを行う個人単位で申請
- 消費税に合わせて大幅に拡充（消費税8％または10%を負担した方を対象）

住宅ローンの金利負担を軽減するため、年末のローン残高の1％を所得税（一部、翌年の住民税）から控除する制度です。

10年間継続して控除受けることができるため、大きな減税効果があります。

自らが居住する住宅の取得に際し、引上げ後の消費税率が適用される方について、最大控除額等が拡充されるとともに、平成29年12月の入居まで実施されることとなりました。

主な要件　①自らが居住するための住宅である（引渡から6ヶ月以内）
②床面積が50㎡以上
③年収が3,000万円以下
④住宅ローンの借入期間が10年以上　など

※詳しくは、国土交通省または国税庁のホームページをご覧ください。

■消費税率8％または10%の場合

控除対象借入限度額	控除率	最大控除額
4,000万円（5,000万円）	1.0%	400万円（500万円）
	控除期間	※控除しきれない場合、翌年の住民税から控除（13.65万円を上限）
	10年間	

※（　）内は長期優良住宅・低炭素住宅の場合

❷ 投資型減税（現金取得者向け）

ポイント
- 長期優良住宅や低炭素住宅に対応した減税措置
- 現金取得の場合に利用可能
- 1年で控除しきれない場合、翌年の所得税からも控除

耐震性等に優れた「長期優良住宅」や省エネ性に優れた「低炭素住宅」を取得した場合、一般住宅から認定住宅に性能を強化する標準的な費用の10%を所得税から控除する制度です。

平成29年12月入居までの、引上げ後の消費税率負担を行った方に対する控除が拡充されました。

また、あわせて、標準的な費用についても見直しが行われました。

主な要件　①自らが居住するための住宅である（引渡から6ヶ月以内）
②床面積が50㎡以上
③年収が3,000万円以下　など

※詳しくは、国土交通省または国税庁のホームページをご覧ください。

■消費税率8％または10%の場合

控除対象	控除率	最大控除額
長期優良住宅 低炭素住宅	10%	65万円
		※控除しきれない場合、翌年の所得税から控除
控除対象限度額	控除期間	
650万円	1年間	

●すまい給付金の申請方法

●申請書の入手

◆インターネットで入手
すまい給付金制度のホームページからダウンロードできます。

◆すまいの給付金申請窓口で入手
すまいの給付金申請窓口は、（一財）長崎県住宅建築総合センター　他　㈱高島木材、㈱富建、TOTO他17件

主な必要書類（発売元）
- ●住民票の写し（引っ越し後の市区町村）
- ●個人住民税の課税証明書（引っ越し前の市区町村）
- ●建物の登記事項証明書・謄本（法務局）
- ●住宅の不動産売買契約書 または 工事請負契約書
  ――住宅ローンを利用した場合――
- ●金銭消費貸借契約書　他

申請手続き
- ●本人申請
  住宅取得者本人が申請書を作成します。
- ●手続代行
  住宅事業者や親族などが申請の手続きを代行することができます。
  書類不備などの連絡は手続代行者に行います。
  （手続代行者が給付金を受取ることはできません）

申請方法
- ●すまい給付金申請窓口で申請
  すまい給付金申請窓口に書類を持参してください。
  提出時に書類のチェックを受けることができます。
- ●郵送で申請
  すまい給付金事務局に書類を郵送してください。

●引渡しを受けてから1年以内に郵送又は窓口で申請すること。

住まい給付金を代理受領し、住宅代金に充当もできます
給付時期は「申請2ヶ月後」に注意を

代理受領した場合の給付は、引渡し後の申請書類提出から2ヶ月程度かかります。

請負契約・売買契約時期に応じて定める年度の課税証明書で確認・決定します。

条件
①請負契約・売買契約時に指定の「住まい給付金代理受領特約」を締結する。
②契約時点で持分割合が決定している。
③給付申請手続きを住宅事業者が行うことが必要。

トラブルを避けるためにも、契約時に必ず消費税率を確認しましょう

すまい給付金 問合せ窓口
ナビダイヤル：0570−064−186（有料）（9～17時、土・日・祝含む）
http://sumai-kyufu.jp

支部だより

西彼支部

～和気あいあいと親睦深め～

西彼支部時津連合分会では、三月三十日㈰に『花見会』を開催しました。

嶋本さんの作業場に集合し、タクシーにて会場の崎野自然公園へと向かいました。

天候はあいにくの雨模様で心配されましたが、皆さんの勢いに押され、開始する頃には雨も上がり、花弁が舞い散る中での開催となりました。

乾杯と同時に次々と焼き上がるお肉や牡蠣、焼きそばなどを堪能しながらお酒も進み、組合本部より田上書記長にもご参加いただき、組合員、家族の親睦を深めながら、和気あいあいとし、とても有意義な時間を過ごせました。（中尾　豊）

時津連合分会

中央支部

～日見・福田分会で恒例の花見会～

中央支部では、福田分会が三月三十㈰正午より七人の参加で福田天満宮にて恒例の花見会を行いました。

前日からの雨が残っていたため、今年は天満宮内の建物での開催となりました。濡れてしっとりとした見頃の桜を見つつオードブルや奥様が作った美味しい手料理と美酒に酔いしれ、和やかな花見会となりました。

また日見分会でも、同日の同時刻から十一人の参加で芒塚公民館にて、同じく恒例の花見会を行いました。以上の参加があって賑わったとにねぇ」と昨今の厳しい現状を憂いつつも、懐かしい思い出話や仕事・組合の話で皆さん和気藹々と楽しく交流を深め、あっという間に時間が過ぎていきました。（若杉）

日見分会

福田分会

佐世保東支部

～舞い散る花びらに風情を感じて～

春の暖かな日差しを受けて咲き始めた支部事務所駐車場の桜の樹を見た支部長が一言、「花見ばせんばやな」。この一言から今回支部として初めての花見会の開催となりました。

年々少しずつ枝葉も立派になり満開に咲いた桜の木の下で、ビールと焼酎、バーベキューの材料を買い込み、支部長の音頭でいざ乾杯。

花より団子（酒？）とばかりに、用意したお酒を飲み干しながらも、時折風に舞い散る桜の花びらに風情を感じつつ、春のひと時を大変楽しく過ごしました。（古井）

平成26年分の指定温泉利用補助券のお知らせ

利用料金の割引

指定温泉と契約し、指定料金より安い料金で利用できます。

指定温泉利用補助！
最高半額以上割引（メンバーズカードと併用）
県内16箇所の指定温泉
（長建国保加入１世帯当り年間15枚まで）
長建国保未加入者は年間６枚まで

※当該支部事務所で受付発行中！
印鑑を持って受付をお願いします。
平成26年４月１日～平成27年３月31日

契約等にかかる　印紙税特例措置の延長・拡充

印紙税額の変更

消費税増税法で「建設工事の請負に関する契約書、不動産の譲渡に関する契約書について負担の軽減を検討する」とされていた、印紙税の軽減措置について現行の特例措置（2013年３月末まで）を、５年間延長するとともに、2014年４月から税額の軽減幅が２倍になります。

加えて、2014年４月以降に作成する領収書に係る印紙税の免税点が「５万円未満」に引き上げられます（現行「３万円未満」）。

①印紙税の特例　～契約書～

契約金額		本則	拡充後の特例措置（2014年度～17年度末まで）
不動産譲渡	建設工事請負		
10万円超50万円以下	100万円超200万円以下	400円	200円（50％減）
50万円超100万円以下	200万円超300万円以下	1,000円	500円（50％減）
100万円超500万円以下	300万円超500万円以下	2,000円	1,000円（50％減）
500万円超	1,000万円以下	１万円	5,000円（50％減）
1,000万円超	5,000万円以下	２万円	１万円（50％減）
5,000万円超	１億円以下	６万円	３万円（50％減）
１億円超	５億円以下	10万円	６万円（40％減）
５億円超	10億円以下	20万円	16万円（20％減）
10億円超	50億円以下	40万円	32万円（20％減）
50億円超		60万円	48万円（20％減）

②印紙税の特例　～領収書～

（2014年４月１日以降）

記載された受領金額	印紙税額
５万円未満	非課税
５万円以上100万円以下	200円
100万円超200万円以下	400円
200万円超300万円以下	600円
300万円超500万円以下	1,000円
～以下略～	～以下略～

領収書の記載方法も工夫しましょう

設例）
本体価格48,000円＋消費税3,840円＝51,840円

記載例１）
「受領金額51,840円（うち消費税額3,840円）」　印紙税非課税

記載例２）
「受領金額51,840円（税抜48,000円）」　印紙税非課税

記載例３）
「受領金額51,840円」　印紙税200円

記載例４）
「受領金額51,840円（消費税８％を含む）」　印紙税200円

※免税事業者は記載方法によらず、受領金額で判断していきます。

組合指定温泉施設の追加のお知らせ

長建国保では本年４月より新たに『青雲荘』、『望洋荘』、『龍神神社かやぜの湯』を指定温泉施設として指定し、通常より安くご利用する事が出来るようになりました。５月号に全指定温泉施設一覧表を掲載します。

青雲荘

◆所 在 地　長崎県雲仙市小浜町雲仙500－１
◆電　　話　0957－73－3273
◆施設概要　露天風呂、大浴場、休憩場、レストラン、宴会場など
◆営業時間　10：30～18：00（外湯９：00～21：00）
◆利用料金

	規定料金	割引額	補助券額	利用者負担額
大　人	660円（外湯420円）	―	△300円	360円 120円
子　供	330円	―	―	330円

望洋荘

◆所 在 地　長崎県雲仙市小浜町南本町10
◆電　　話　0957－74－3141
◆施設概要　大浴場、露天風呂、ジェット泡風呂、休憩場、レストランなど
◆営業時間　７：30～22：00
◆利用料金

	規定料金	割引額	補助券額	利用者負担額
大　人	540円（７：30～16：30） 324円（16：30～22：00）	―	△300円	240円 24円
子　供	270円（７：30～16：30） 108円（16：30～22：00）	―	―	270円 108円

龍神温泉かやぜの湯

◆所 在 地　長崎県大村市田下町17－３
◆電　　話　0957－47－8245
◆施設概要　内風呂、露天風呂、食事処、仮眠室、マッサージ室など
◆営業時間　10：30～22：00（定休日：火曜日）
◆利用料金

	規定料金	割引額	補助券額	利用者負担額
大　人	700円	△100円	△300円	300円
小 学 生	300円	―	―	300円
４～５歳	200円	―	―	200円